

平成28年 第4回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

平成28年 第4回宮崎市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成28年3月28日(月) 8:45～10:10

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 【教育長・教育委員】

二見教育長、松野代表教育委員、藤元委員、崎田委員、畠山委員

【事務局】

二宮教育局長

(企画総務課) 時任課長、田實補佐、山本主幹

宮畑主幹、関本主査、佐藤主査、茂田主任主事

(学校施設課) 福島課長、片伯部補佐

(学校教育課) 松竹課長、湊補佐、岡留補佐

(教育情報研修センター) 江藤参事、牧野次長

(生涯学習課) 染矢課長、大賀補佐

(保健給食課) 山本課長、黒木補佐

(文化財課) 日高課長、小窪補佐

5 議案

番 号	件 名	説 明 者
議案第7号	宮崎市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程の制定について	企画総務課長
議案第8号	宮崎市教育委員会事務委任規則の一部改正について	企画総務課長
議案第9号	宮崎市立小中学校の学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正につ	企画総務課長
議案第10号	宮崎市立学校管理規則の一部改正について	学校教育課長
議案第11号	宮崎市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	学校教育課長
議案第12号	宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	企画総務課長 生涯学習課長
議案第13号	宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について	生涯学習課長
議案第14号	宮崎市公民館処務規則の一部改正について	生涯学習課長
議案第15号	宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正について	文化財課長
議案第16号	課長相当職以上の職にある者の人事異動について	教育局長

6 報告

番 号	件 名	説 明 者
報告第5号	臨時代理の報告について	学校教育課長
報告第6号	平成28年第1回宮崎市議会定例会（3月）の報告について	教育局長
報告第7号	平成27年度第3回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について	学校教育課長
報告第8号	今後の公立公民館のあり方について〔その1 地区公民館のあり方〕に関する答申について	生涯学習課

7 発言内容

<p>二見教育長</p>	<p>定刻になりましたので、平成 28 年第 4 回定例会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の傍聴者はありません。</p> <p>会次第「2 会議録署名人の指名」です。資料 1 ページの「2 会議録署名人の指名」をご覧ください。今回は、私二見と、藤元委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、「3 教育長及び委員報告」に入ります。資料 1 ページの「3 教育長及び委員報告」をご覧ください。</p> <p>(1) 教育長報告及び (1) 委員報告は特にありません。</p> <p>本日は、紙面のとおりですが、平成 28 年第 1 回市議会定例会 (3 月) の報告ほか 2 件につきましては、議事 (その 1) 報告で、報告させていただきます。</p> <p>委員の皆様で、先月の定例会以降の他の会議や行事について、感想や気づかれた点などがございましたらご発言をお願いいたします。</p>
<p>畠山委員</p>	<p>卒業式のイメージ、感想を一言ずついただければと思います。</p> <p>指折り数えましたら、教育委員になり半年が経ちました。初めて卒業式で広瀬北小学校に行かせていただきました。卒業生、在校生、それから先生方の感動的な卒業式だったのですが、その中で感動して涙がこぼれそうになった時、「ボン、ボン」と音が響くのです。どうも屋根から音がしています。鳴り止んだかと思うとまた同じ音がします。屋根は大丈夫なのか、落ちてきたりしないかと思いながら、隣の席の方と何の音かと話しておりました。式が終わりました、校長先生におたずねすると、前日に降った雨で天井に湿気が含まれて、翌日お天気になった時、天井が乾く時の音が、「ボン、ボン」と響くとのことでした。雨の降る日は、雨のぶつかる音をもっとするとのことでしたので、当日はお天気が良くてよかったです、とおっしゃっておられました。もともと体育館ですから、スポーツをするための施設として造られているんですけれども、やはりそこでコンサートや式典がある中で、そのような音がすることは残念に思いました。第 34 回の卒業式ということで 34 年目なんでしょうけれども、その学校の設備についても課題があると感じました。</p> <p>卒業式は感動的なもので、涙を一杯流させていただきました。報告です。</p>
<p>二見教育長</p>	<p>私はインターネットで少し気になる記事を見ました。</p> <p>ある中学校がひどい卒業式だったという記事です。学校からの報告では全て無事に終わりましたということだったのですが。実際は、卒業式ではなくて、卒業式の後の出来事でした。校門あたりで卒業生たちがおそらくいろいろな服装で集まっていたのでしょう。そのことを、新しく転入された校長が、大変な卒業式だったそうですね、というわけです。決して卒業式自体はそんなことはないのに、あのような書き込みが始まるとまるでそれが事実だったかのように広まるというのは怖いという風に思いました。中にいた者でないと分からない気がします。どこも厳粛な中で、いい卒業式をしていただいたと思っております。本当にありがとうございました。</p>
<p>二見教育長</p>	<p>以上で、教育長及び委員報告を終わります。続いて、「議事 (その 1) 」に入らせていただきます。</p>

本日は、「議事（その1）」で、報告が4件、議案が9件となっております。今回は、議案との関係がありますので、報告を先にさせていただきます。それでは「議事（その1）報告」と印字された資料の表紙裏1ページをご覧ください。

それでは、報告第5号「臨時代理の報告について」は人事案件となりますので非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員

二見教育長

二見教育長

はい。

それでは、ただいまより非公開といたします。

ここで非公開を解除します。

二宮教育局長

次に、報告第6号「平成28年第1回宮崎市議会定例会（3月）の報告について」、事務局から説明をお願いします。

私の方から議会の報告をさせていただきます。報告の3ページでございます。報告第6号 平成28年第1回宮崎市議会定例会（3月議会）の報告についてでございます。平成28年2月29日月曜日から3月18日金曜日まで平成28年第1回宮崎市議会定例会が開催されました。教育委員会に関する一般質問及びその答弁、議案質疑及びその答弁、文教民生委員会の委員長報告、提出議案の採決の結果について報告をするものでございます。4ページをご覧ください。まず一般質問です。報告第6号別紙2に別紙一覧表がございますが、3月7日から3月10日までの4日間にかけて一般質問が行われました。12人の議員から一般質問がありまして、81問の質問がございました。その答弁を行ったものでございます。次に提出議案ですけれども、予算及び条例等について議案を提出しておりますが、記載しておりますとおり、3名の議員から質疑を受けました。質疑の内容につきましては、平成28年度一般会計予算に関する新規事業についてでございます。質疑内容は、学校体育アシスタント派遣事業及び、特別支援教育に関する支援員の派遣に関するものでございます。学校体育アシスタント派遣事業については、事業の概要・実施方法等の質疑がありまして、隔年でアシスタントを小学校24校に派遣していることなどを答弁したところでございます。提出議案につきましては、3月14日月曜日の文教民生委員会に付託をされまして審査を受けております。そして3月18日金曜日最終日でございますが、その本会議におきまして文教民生委員会委員長から平成28年度一般会計に予算に関し、教育委員会が提出しました、小学校体育アシスタント派遣事業について1件要望がございました。内容は、小学校体育アシスタント派遣事業でございますが、本事業は児童の体育への興味関心を高めると共に児童の体力向上と教諭の指導力向上を図るため小学校の体育の授業にアシスタントを派遣するものであります。当局においてはこの事業がより効果的なものとなるよう必要に応じて事業内容の充実を検討されたい、という内容の意見がつけられております。その後本会議で、予算等について採決が行われまして賛成多数で可決をされております。説明は以上でございます。

二見教育長

ただいま説明のありました報告第6号について、ご質問はございませんか。

委員

二見教育長

なし。

続きまして、報告第7号「平成27年度第3回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

松竹学校教育課長

報告第7号の別紙7ページをご覧ください。2月25日木曜日に

第3回宮崎市いじめ防止対策委員会を開催いたしました。出席者は委員3名と、当該委員会職員でございます。この会は年3回開催しますが、その3回目でありました。新事項としましては、まず今年度の教育委員会及び各学校のいじめ防止に関する取り組みについて説明をさせていただいた後、重大事態が発生した際の対応について協議を行っていただきました。委員からは保護者が重大事態と訴えてきた時に、重大事態として判断するかどうかの基準を明確にしておく必要がある。さらには被害児童生徒が不登校となった際の再発防止策など、学校が安全であることを理解してもらうための努力が必要である。などの意見が出されました。今後の対応といたしましてこのことにつきましては、先日、文科省のほうから重大事態に係る調査の指針が出されましたので、この指針にのっとり、さらに各学校のマニュアルを見直していくよう指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

二見教育長

ただいま、説明のありました報告第7号について、ご質問はございませんか。

委員

なし。

二見教育長

続きまして、報告第8号「今後の公立公民館のあり方について〔その1 地区公民館のあり方〕に関する答申について」、事務局から説明をお願いします。

染矢生涯学習課長

報告の8ページになります。報告第8号は今後の公立公民館のあり方について〔その1 地区公民館のあり方〕に関する答申についてでございます。本件につきましては、昨年12月22日に開催しました第15回教育委員会定例会で現在生涯学習課と地域コミュニティ課で所管しております公立公民館の今後のあるべき姿やその方向性を検討するために、社会教育委員の諮問について承認をいただき、去る3月17日に社会教育委員の議長・副議長から宮崎市教育委員会宛て答申をいただいたものでございます。初めに経緯でございますが、年度当初、生涯学習課の課題である公立公民館のあり方について社会教育委員の皆さまに意見をいただきながら協議を進めてまいりましたが、会議を重ねる中で議論が深まり考え方に一定の方向性が見えたことから、諮問という形をとったものでございます。お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。諮問答申の経緯について掲載しております。一番下にあります二重線の四角の枠の中にありますように、答申につきましては地区公民館のあり方のほか公民館を利用した生涯学習のあり方についても課題と考えておりましたので、委員の任期である2ヶ年で2回に分けて答申をお願いすることにいたしましたものでございます。今回の答申につきましては今後の地区公民館の整備の考え方、主にハード整備の指針と具体的な方策の提言をいただいております。答申の内容につきましてはお手元に配付しております、A3横1枚の概要にて、地区公民館のあり方を説明させていただきます。まず左上の現状と課題でございます。主なものといたしましては、一番目に施設によって異なる根拠法や設置条例と記載しております。本市の公立公民館は国や県の補助制度等の違いにより、根拠法や設置条例が異なっておりますが、全て社会教育法に基づく公民館として位置付け、運営を行っております。次に二番目の二重の執行体制でございます。表に教育委員会と市長部局の業務を掲載しております。現在公立公民館の施設整備は教育委員会が担当

し運営は地域振興部が担当するという執行体制をとっており、予算もそれぞれで措置しておりますが、問題が発生した場合に部署がまたがっているために協議をしないと事務が進められないといった状況もあります。三番目に公民館に求められる役割の変化と記載しております。公民館は従来の生涯学習の場に加え、地域のまちづくりや災害活動の拠点、子供の遊び場、高齢者の交流の場など役割も多様化しております。四番目五番目は市全体の施設の共通課題でございます。これらの現状と課題をふまえた上で社会教育委員から四つの提言をいただきました。大きなポイントといたしましては地域のニーズにあった施設を整備すること、そして財政負担を軽減するために複数の施設で機能を補完することでございます。まず提言1でございますが、社会教育法の中では施設の利用について制約があり多様な市民ニーズに応えられないため、これまでの社会教育施設からコミュニティ施設へ転換すべきであるというものです。用途が拡大することで利用率の向上や利用形態の多様化、新たなサービスの創出など広角的な取り組みが期待されます。次に提言2でございます。新たに施設を整備する際にはこれまでのように施設に共通した部屋や設備を設けるのではなく、まちづくり機能を中心に地域に真に必要な機能を整備すべきであるというものです。次に提言3でございます。提言2にも関連しますが、公立公民館に必要な機能を全て整備するのではなく、近隣の既存の公共施設などを活用しながら機能を補完することで施設の有効活用と費用負担を軽減すべきであるというものです。営利目的の利用など、多様な市民ニーズに応えられるよう、市民目線に立った施設運営を行うべきものであるというものです。現在公立公民館の約半数以上が30年以上経過しておりまして、これに要する整備費も非常に多額となっております。そのため自治公民館との連携の機能の補完や、他の公共施設の柔軟な施設運営を行うことによって費用の縮小に努めるべきである、という提言でございます。四つ目が市民目線に立った施設運営ということで、地域のニーズに応じた施設運営、そして利用者や地域住民等を交えた運営委員会の設置などによって、市民目線に立った施設運営を目指すべきである。ということでございます。また、議長から教育委員会だけでなく市長部局も含めた全庁的な取り組みを行うことが重要であり、条例改正や住民への説明など取り組むべき課題は多いと思うが、実現可能なものについては提言の具体化を図っていただきたい、というご意見がありました。まとめますと、今回の答申は今後の公立公民館は地域のまちづくり機能を中心としたコミュニティ施設として整備をし、地域のニーズに合った施設運営を行うべきである。生涯学習を推進するために必要なのは施設ではなく機能であり、それをどう整備または補完していくかという検討が必要であるということです。以上が本年度の答申その1の公民館のあり方についてでございます。冒頭説明しましたが、来年度の社会教育委員会議では、中央公民館を中心に生涯学習推進体制をどう構築すべきか、という視点でご協議をお願いすることにいたしております。また今回のこの答申を受けまして、早速関連する規則等の改正を本日の委員会に提案いたしておりますので、それにつきましては後ほどご審議をお願いいたします。説明は以上でございます。

二見教育長

ただいま、説明のありました報告第 8 号について、ご質問はございませんか。

委員

なし。

二見教育長

それでは、これで議事報告を終わります。今回は、審議いただく議案が多いため、本日の意見交換は、質疑をもって代えさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

それでは、「議事（その 1）議案」と印字された資料の表紙裏をご覧ください。

本日は、「議事（その 1）議案」で 9 件の議案について審議いただきます。次の 3 件の議案につきましては、所管課が同一課となりますことから、一括して事務局からご説明させていただいてよろしいでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

了解いただきましたので、

- ・議案第 7 号「宮崎市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程の制定について」

- ・議案第 8 号「宮崎市教育委員会事務委任規則の一部改正について」

- ・議案第 9 号「宮崎市立小中学校の学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正について」

一括して事務局から説明をお願いします。

時任企画総務課長

議案 3 点を一括してご説明させていただきます。それぞれの議案につきまして関連はございません。私どもの課のほうの議案ということでご説明させていただきます。それではまず議案第 7 号「宮崎市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程の制定について」説明いたします。2 ページをご覧くださいと思います。本資料は既に人事評価制度が実施されておりまして、人材育成・職員の能力開発そして行政サービスの向上を目的といたしまして職員の職務目標に対する成果・能力及び職務態度を客観的な基準に基づいて公正かつ適正に評価を行い、人事異動、昇任判定の参考資料として活用しております。しかしながら平成 26 年の地方公務員法の改正に伴いまして、これまでの人事考課制度を元に制度を再構築し、人事評価制度を全ての職員に導入することになりました。これまでの人事考課制度とは大幅な変更はございませんが、その結果を人事異動や昇任選考の参考資料として活用してきたものを人事評価制度では全ての職員を対象に人事評価を実施して、人事管理の基礎として活用するものでございます。今回の提案につきましては、このことに伴う教育委員会の規約整備でございます。市長部局において制定されました規約を教育委員会においても準用させるというものでございます。この件につきましては以上でございます。

次に議案第 8 号「宮崎市教育委員会事務委任規則の一部改正について」でございます。4 ページをご覧ください。平成 26 年の公正不服審査法の改正に伴いまして宮崎市教育委員会事務委任規則の改正が必要となりましたので、提案するものでございます。5 ページをご覧ください。これまで不服申し立てをする場合には、異議申し立てと審査請求の二本立てでありましたが、今回の法改正で、審査請求に一元化されることになりました。そのことによ

りまして文言の修正が必要となりましたので、第2条第1項第12号の「異議の申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。これにつきましては以上でございます。

次に、議案第9号「宮崎市立小中学校の学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。6ページをご覧ください。これは小中学校の学校給食業務に従事する非常勤職員の休暇について所要の改正をするものでございます。9ページをご覧いただきたいと思っております。この現行の規定では非常勤職員の有給休暇は1学期に3勤務日、2学期に4勤務日の有給休暇を付与する事になっております。しかしながら労働基準法の施行規則では勤務を6ヶ月を超えた場合は7日の有給休暇を付与するよう定めております。ただ、現行の規定では、1学期中に勤務日が6ヶ月に到達するにもかかわらず、1学期中は3勤務日までしか有給休暇を付与できないものとなっております。表で説明いたします。この下の表は、平成27年度のケースを載せております。1学期の任用期間が4月6日から1学期終了の10月8日までとなっております。この場合10月5日で6ヶ月になりますが、10月6日から10月8日の期間について有給休暇の4日目以降を取得できないように現在となっております。従いまして労働基準法施行規則のとおり、有給休暇が付与できるように改めるものでございます。内容につきましては8ページをご覧ください。この新旧対照表のとおりでございます。簡単ではございますけれども、以上で議案第7号、議案第8号、議案第9号についての説明を終わらせていただきたいと思います。

二見教育長

ただいま、説明のありました議案第7号、議案第8号、議案第9号について、ご質問はございませんでしょうか。

二見教育長

議案第9号については、本来、いつの時点で改正しておかなければならなかったのでしょうか。

時任企画総務課長

2学期制以降です。3日、4日で合計7日間の付与ということで考えて、1学期の間に6ヶ月を越えるというところが洩れていたということで、その段階で改正をしておかなければならなかったものでございます。

二見教育長

ほかに質問もないようですので、議案第7号「宮崎市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程の制定について」、ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第7号は承認されました。続きまして、議案第8号「宮崎市教育委員会事務委任規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第8号は承認されました。続きまして、議案第9号「宮崎市立小中学校の学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第9号は承認されました。次の2件の議案につきましては、所管課が同一課となりますことから、一括して事務局からご説明させていただいてよろしいでしょうか。

委員
二見教育長

はい。

了解いただきましたので、

- ・議案第 10 号「宮崎市立学校管理規則の一部改正について」
 - ・議案第 11 号「宮崎市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」
- 一括して事務局から説明をお願いします。

松竹学校教育課長

それでは、議案第 10 号、第 11 号についてご説明させていただきます。双方の議案について関連はございませんが、本課の所管でございますので説明させていただきます。

まず、議案第 10 号、10 ページをご覧ください。宮崎市立学校管理規則の一部改正についてでございます。県教育委員会が 28 年度から、事務副主幹を新たに設置することの通知がございました。そのことに伴い、宮崎市立学校管理規則の一部を改正するものがございます。第 31 条中、第 14 号を第 15 号とし、第 9 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号に次の 1 号を加えるものがございます。11 ページの新旧対照表をご覧ください。第 31 条は職及び職務について定めたものでありますが、そこに新たな職、事務副主幹について、第 9 号に事務副主幹は上司の命を受けて特定の事務を掌理するというものを付け加えるものであります。4 月 1 日から施行です。説明は以上でございます。

続きまして第 11 号、12 ページをご覧ください。宮崎市いじめ防止対策委員会委員の委嘱についてであります。宮崎市いじめ防止対策委員会条例、第 3 条の規定により、別紙のとおり委員を委嘱することを提案させていただきます。理由は任期は 2 年間となっておりますが、13 ページにございますが、2 年間の任期満了に伴い新規に委員を委嘱するものがございます。なおこの 5 名の委員の皆様方につきましては、全員継続ということでした承をいただいております。以上でございます。

二見教育長

ただいま、説明のありました議案第 10 号、議案第 11 号について、ご質問はございませんでしょうか。

崎田委員

今まで事務副主幹という立場はなかったということで理解してよろしいでしょうか。それがひとつと、特定の事務というのは、どのような事務をいうのか、また、学校によって違うのか、を教えてくださいましたらありがたいです。

松竹学校教育課長

まず一点目、事務副主幹は今までなかった職でございます。新たに今回設置された職になります。二点目の職務についてですが、事務につきましては、共同実施という取り組みは行われております。その共同実施中心校において、共同実施主任の職務にあたる、ということが示されております。以上でございます。

二見教育長

ほかに質問もないようですので、議案第 10 号「宮崎市立学校管理規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第 10 号は承認されました。

続きまして、議案第 11 号「宮崎市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第 11 号は承認されました。

議案第 12 号につきましては、同一の議案の中で企画総務課と生涯学習課 2 課の提案となっております。また議案第 12 号から議案第 14 号までは公立公民館に関することとなりますので、まず、企

委員
二見教育長

画総務課長に議案 12 号の説明をさせていただいた後に、生涯学習課長に一括してご説明させていただいてよろしいでしょうか。

はい。

了解いただきましたので、

- ・議案第 12 号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」
- ・議案第 13 号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」
- ・議案第 14 号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」事務局から一括して説明をお願いします。

時任企画総務課長

それでは、企画総務課分のご説明をさせていただきます。議案第 12 号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」でございます。14 ページをご覧ください。企画総務課と学校施設課が分離いたしました平成 26 年度以降、学校用地の整備に係る業務や学校施設台帳の管理につきましては、学校施設課で、それから学校用地と隣接する地権者との境界確認等の業務や過去から続く使用貸借契約等に係る分に関する業務につきましては企画総務課で行ってきましたが、学校用地管理を一体的に行うことが効率的であることから当該業務を学校施設課に移管するものでございます。資料 16 ページをご覧ください。改正内容につきましては別表の企画総務課企画係の項目の「学校の設置、管理及び廃止に関すること」を「学校の設置及び廃止に関すること」に改めるものでございます。それから下の方の、学校施設課施設整備係の項の第 1 号の国庫補助の後に「及び施設台帳」を加えまして「学校施設の国庫補助及び施設台帳に関すること。」に改める内容でございます。またその下の第 4 号、「学校施設台帳に関すること。」を「学校用地の管理に関すること。」に改めるものでございます。今年度 4 月 1 日から本規則を施行するものでございます。説明は以上でございます。

染矢生涯学習課長

それでは生涯学習課の提出議案についてご説明いたします。説明の都合上、議案第 13 号から説明をさせていただきます。議案の 17 ページをご覧ください。宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正についてでございます。お手元に A4 の資料を配布しております。それでは主な改正理由ですが、4 点ございます。1 つ目は報告第 8 号でご説明いたしました社会教育委員会会議の答申の中でもご意見をいただいておりますが今後の公立公民館整備については、地域のニーズを聞き取り複合的な機能を持った施設整備を検討する必要があり、全庁的な取り組みが必要となります。そのため施設整備に関する事務を市長部局への補助執行に追加し整備と管理運営の一元化を行い、施設運営の効率化を図るものであります。2 つ目は本年 4 月 1 日に開館いたします、加納地区交流センター及び既存の佐土原地区農村環境改善センターの二つの施設を公立公民館施設として追加するものでございます。なお佐土原地区農村環境改善センターにつきましては、6 月市議会で条例の一部改正案が可決され、久峰中校区活動センターに多目的ホールがないため、佐土原地区農村環境改善センターを附属施設として位置付けたものでございます。3 つ目は公民館等の管理運営上で発生する、行政不服審査法に基づく審査請求に関する事務を市長部局に補助執行させるものでござ

います。4つ目は、これまで本郷公民館の事務を赤江地域センターで行っておりましたが、本郷地域自治区の設置に伴う本郷地域事務所が開設されますことから、本郷公民館に係る事務の代決権を、本郷地域事務所長に与えるものでございます。

次に議案の14ページをご覧ください。議案第12号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」でございます。これにつきましても資料をご覧くださいと思います。主な改正理由といたしましては、議案第13号でご説明しましたとおり、公立公民館の整備に関する事務を、市長部局へ補助執行させることにより、生涯学習課社会教育係の分掌事務を改正するものでございます。主な改正内容につきましては掲載のとおり、生涯学習の推進に関する事、中央公民館に関する事と改めますが、今後は中央公民館を中心とした生涯学習推進体制の構築に努めてまいることにしております。なお、その他の改正は議案の16ページの改正の新旧対照表に記載しております。

議案第14号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」でございます。主な改正理由といたしましては、先ほどもご説明しましたとおり、佐土原地区農村環境改善センターを久峰中校区活動センターの附属施設として位置づけたために、公民館処務規則の対象施設とするものでございます。なお3議案とも、すべて施行日は平成28年4月1日の予定でございます。説明は以上でございます。

二見教育長

ただいま、説明のありました議案第12号、議案第13号、議案第14号について、ご質問はございませんでしょうか。

委員

なし。

二見教育長

それでは、議案第12号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第12号は承認されました。

続きまして、議案第13号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第13号は承認されました。

続きまして、議案第14号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございました。議案第14号は承認されました。

続きまして、議案第15号「宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

日高文化財課長

議案第15号「宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。3月議会で歴史資料館条例の一部改正が議決されたことを受けまして、今回、宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正を行うものでございます。28ページをご覧ください。提案理由にもございますが、きよたけ歴史館の機能を変更して安井息軒記念館を設置し、その管理を指定管理者に行わせる等の為の改正でございます。29ページに新旧対照表がございます。こちらで説明させていただきます。第2条の入館者の遵守事項でございます。4号の「許可を受けなくて、資料の熟覧、模写、模造、撮

影を行わないこと。」の挿入。8号の「教育委員会又は」を削除し、その他の変更につきましては規則の体裁を整えるものであります。次に第3条の香梅庵の使用許可の申請、第4条の香梅庵の許可書の交付等、第5条の香梅庵の使用許可の取消しの届出等につきましては、「教育委員会」を「指定管理者」に変更するものでございます。また、30ページの様式第1号の香梅庵ほか申請書の宛先を「教育委員会」から「指定管理者」、次の31ページの様式第2号の香梅庵使用許可書の許可者を「教育委員会」から「指定管理者」に、併せて「きよたけ歴史館」を「安井息軒記念館」へ変更し、様式第3号の香梅庵ほか取消届の宛先を「教育委員会」から「指定管理者」へ。次の33ページの様式第4号の香梅庵使用許可変更申請書の宛先を「教育委員会」から「指定管理者」に。次の34ページの様式第5号の宮崎歴史資料館資料特別利用許可申請書の利用場所の「きよたけ歴史館」を「安井息軒記念館」に。35ページの様式第6号宮崎歴史資料館資料特別利用許可書の利用場所の「きよたけ歴史館」を「安井息軒記念館」にそれぞれ変更するものでございます。説明は以上でございます。

二見教育長

ただいま、説明のありました議案第15号について、ご質問はございませんでしょうか。

松野委員

改正後の第2条の(4)許可を受けなくて資料の熟覧、模写、模造、撮影等を行わないこととありますが、従来は許可を受けなくてもこれらのできた、と解釈をしてよろしいでしょうか。

日高文化財課長

特に、こういったことは設けておりませんで、自由に見ていただける状況になっておりました。

二見教育長

ほかに質問もないようですので、議案第15号「宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

委員

はい。

二見教育長

ありがとうございます。議案第15号は承認されました。

続きまして、「その他」に移ります。平成28年度宮崎市教育委員会第3次活性化プラン（案）についての説明がありますので、事務局からお願いします。

時任企画総務課長

それではその他資料、2ページをご覧ください。教育委員会では、平成19年度に教育委員会の活性化を図るため、改革プランを策定し研修会の開催、地域での定例会の開催や市長との意見交換等に取り組んできたところでございます。平成22年度からは更に充実を図るため、名称も活性化プランとして中学生との意見交換会、そして保護者との意見交換会に加えて、平成25年度からは第2次活性化プランとして今年度まで取り組んで来たところでございます。

平成28年度からは第3次活性化プランとして、さらに教育委員会の活性化に取り組んでいきたいと考えております。第3次活性化プランの期間につきましては教育大綱、教育ビジョンとの整合性を図るため、平成29年度までの2ヶ年としております。プランの内容についてでございますが、第2次活性化プランで休止としておりました、地域との意見交換会をこれまで開催しておりました保護者代表との意見交換会と統合するかたちで、学校・家庭・地域・行政の4者の連携をイメージした学校・家庭・地域と教育委員会との意見交換会を新たに開催したいと考えております。市

二見教育長
二見教育長

時任企画総務課長

藤元委員

時任企画総務課長
二見教育長
松野代表教育委員

時任企画総務課長

畠山委員

長との意見交換会につきましては今年度に総合教育会議が2回開催されましたが、その中で十分な意見交換ができたのでは、というご意見もございましたので、当面休止といたしまして、総合教育会議の開催状況、内容をみながら、今後の開催について検討していきたい、という風に考えております。1ページをご覧ください。ただいま説明いたしました内容を反映させましたプランとなっております。なお第3次活性化プラン作成にあたっては、本年、市長が教育大綱を策定されましたので、その示す方向性を十分踏まえたうえで、概ね第2次活性化プランを引き継ぐ内容となっております。なお、先ほど申しましたが、この学校・家庭・地域と教育委員会との意見交換会が新規ということになっております。事務局からの説明は以上でございます。

ただいまの説明に対し、ご質問はございませんでしょうか。

5番の学校・家庭・地域と教育委員会との意見交換会の開催（年1回）ですが、規模的にはどのくらいの人数になるのでしょうか。

多くなると要望とかいろいろと増えてくるのではないかと。今のところ人数は決めておりません。またいろいろとご意見をいただきたいと思うのですが、例えば意見交換できるような人数で、多くの人数ということでは考えておりません。以上でございます。

一度大淀で実施した時はかなり人数が多かったですね。市長への要望みたいな感じになっていたと思います。2時間くらいだと、先生たちと以前実施したくらいの人数がぎりぎりでないかと思えます。地区を選ぶのか学校を選ぶのか、いろいろあるとは思いますが、できれば事前にどのような会議にするかという話し合いがあると良いかと思えます。

わかりました。

ほかにございませんか。

今のに関連してですけれども、地区でいろいろと苦勞をなさっているケースがあると思うんですね。そうなりますと、意見交換会が要望ばかりになってしまう可能性がとても高いと思います。また、うちも行きたかったけど、今回行けなかったとか、そういう意見も出てくる可能性がありますので、そこは十分な配慮をいただかないと、何でうちは行きたいのに行けなかったのかという事にもなります。それと、PTA、保護者との意見交換会、これも大変大事なことで、私どもとしてはPTAの役員の方がどういう悩みを持っていらっしゃるのか聴けましたし、なかなか言いにくいことも意見交換できましたよね。これがなくなるというのは残念な気がします。やはり本音を出していただかないと困るわけで、そのあたりを踏まえていただきたいと思います。

開催する意見交換会の数については、委員さん方の意見を十分踏まえまして、改めて検討させていただきます。

教育委員会の私たちのあり方もそうなんですけど、保護者と学校と児童とが中心になっているんですけども、文化財のことや地域のことなど、教育委員として幅広く学んで、意見交換をしていくことも必要だと思います。新たな教育大綱の示す方向性が、もっと充実したものになるようにするためです。教育委員などの研修も、その他のところに加えていただいて、幅広く学校教育以外の地域や文化にもウェイトを置いていけるような流れが必要ではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

時任企画総務課長	十分この研修会の内容につきましては、私どもでも設定をいたしまして、またご意見をいただきながら作ってまいりたいと思っております。
二見教育長	私は事務局にずっといますから、いろいろな旬な話題なども入ってくるのですが、委員さん方が、話題には上がるけど、実際行ってみたいとか、実際に館長あたりから話を聞いてみるとか、求められれば出来るようにしておいたほうがいいのではないかと思いますので、8あたりにその他として入れてもいいのではないかと思います。また検討をさせていただきたいと思います。
二見教育長	その他、委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いいたします。
委員	なし。
二見教育長	それでは、続きまして、会次第資料3ページをご覧ください。「次回委員会の決定」について、事務局から説明をお願いします。
時任企画総務課長	次回定例会は、平成28年4月27日（水）午後1時30分から、教育委員会室で開催することをご提案いたします。
二見教育長	提案のありました日時で、次回定例会を開催してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
二見教育長	続きまして、会次第資料3ページをご覧ください。「行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
時任企画総務課長	それでは、会次第資料3ページの行事予定をご覧ください。資料に沿ってご説明いたします。
二見教育長	以上をもちまして、平成28年第4回定例会を終了させていただきます。